

答 申 書

令和4年6月

太田市下水道事業審議会

令和 4 年 6 月 6 日

太田市長 清水 聖義 様

太田市下水道事業審議会
会 長 長谷川 雄哉

太田市下水道事業等における使用料等の検討について（答申）

令和 3 年 10 月 25 日付下水第 454 号で諮問を受けた使用料の適正化の適否、下水道全体計画区域及び浄化槽事業の基本的な方向性について、慎重審議及び協議の結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 審議結果

- 下水道事業等(公共下水道事業、住宅団地汚水処理事業、農業集落排水事業、戸別浄化槽事業)における使用料体系について

(1) 公共下水道使用料

(1 ヶ月当たり、税抜き)

| 公共下水道 | | 改定前 | 改定後 | |
|-------|-----|-------------------------|------------------------------------|----------------------|
| 用途区分 | 一般用 | 排除汚水量 1 立方メートル 101 円 | 排除汚水量 1 立方メートル以上 10 立方メートルまで | 110 円/m ³ |
| | | | 排除汚水量 11 立方メートル以上 25 立方メートルまで | 120 円/m ³ |
| | | | 排除汚水量 26 立方メートル以上 150 立方メートルまで | 130 円/m ³ |
| | | | 排除汚水量 151 立方メートル以上 250 立方メートルまで | 140 円/m ³ |
| | | | 排除汚水量 251 立方メートルを 超えるもの | 150 円/m ³ |
| | 湯屋用 | 排除汚水量 1 立方メートル 41 円 | 排除汚水量 1 立方メートル 41 円(据置) | |

(2) 住宅団地汚水処理施設使用料

(1ヵ月当たり、税抜き)

| | 改定前 | 改定後 | |
|------------------------------------|-------------|-------------------------|---------------------------------|
| | 住宅団地 下水道 | 排除汚水量 1 立方メートル 101 円 | 排除汚水量 1 立方メートル以上 10 立方メートルまで |
| 排除汚水量 11 立方メートル以上 25 立方メートルまで | | | 120 円/m ³ |
| 排除汚水量 26 立方メートル以上 150 立方メートルまで | | | 130 円/m ³ |
| 排除汚水量 151 立方メートル以上 250 立方メートルまで | | | 140 円/m ³ |
| 排除汚水量 251 立方メートルを 超えるもの | | | 150 円/m ³ |

(3) 農業集落排水処理施設使用料

(1ヵ月当たり、税抜き)

| | 改定前 | 改定後 | |
|------------------------------------|--------|-------------------------|---------------------------------|
| | 農業集落排水 | 排除汚水量 1 立方メートル 101 円 | 排除汚水量 1 立方メートル以上 10 立方メートルまで |
| 排除汚水量 11 立方メートル以上 25 立方メートルまで | | | 120 円/m ³ |
| 排除汚水量 26 立方メートル以上 150 立方メートルまで | | | 130 円/m ³ |
| 排除汚水量 151 立方メートル以上 250 立方メートルまで | | | 140 円/m ³ |
| 排除汚水量 251 立方メートルを 超えるもの | | | 150 円/m ³ |

(4) 戸別浄化槽使用料

(1ヵ月当たり、税抜き)

| | 改定前 | 改定後 | |
|------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|----------------------|
| | 戸別浄化槽 排除汚水量 1 立方メートル 101 円 | 排除汚水量 1 立方メートル以上 10 立方メートルまで | |
| 排除汚水量 11 立方メートル以上 25 立方メートルまで | | | 120 円/m ³ |
| 排除汚水量 26 立方メートル以上 150 立方メートルまで | | | 130 円/m ³ |
| 排除汚水量 151 立方メートル以上 250 立方メートルまで | | | 140 円/m ³ |
| 排除汚水量 251 立方メートルを 超えるもの | | | 150 円/m ³ |

○ 意見・要望

(1) 下水道使用料の改定時期と住民等への周知徹底

値上げはやむなし、先送りはしないとすると共に、1年間の経過措置を設け、住民や企業に対し、十分な理解が得られるように下水道事業等の現状や料金改定の必要性について、わかりやすく丁寧な説明を行うことを要望する。

(2) 下水道使用料の段階的な見直し

下水道使用料については、給水人口の動向、経営状況、社会経済情勢等を勘案して、段階的な見直しを要望する。

(3) 事業所に対する使用料体系の配慮

太田市は企業城下町であり、企業の恩恵を大きく受けている自治体であることも踏まえ、企業・事業所に対しては、今後の段階的改定において、より負担が大きくなるような使用料体系についての配慮を要望する。

2 協議結果

○下水道全体計画区域の見直しにおいては、後述の答申協議事項に記載されたとおりで問題なしと結論づけた。

○浄化槽の補助金においては、後述の答申協議事項に記載されたとおりで問題なしと結論づけた。

はじめに

下水道使用料の改定に係わる諮問に至った背景は、前回の使用料改定から 11 年の歳月が経過していることを踏まえ、太田市下水道事業等経営戦略を策定したことをうけて、「財源の適正化」として使用料適正化の検討が必要となったためである。また、一般会計からの繰入額を少なくするためにも経費回収率の改善は急務である。そして、将来に渡りすべての下水道全体計画区域を集合処理として整備していくことは、人口減少社会を迎えた中では、個別処理と比較して非常に非効率となることが想定される。諮問内容を検証するため、本審議会では、使用料の適正化の適否、下水道全体計画区域及び浄化槽事業の基本的な方向性について審議することとした。

答申事項

(1) 審議事項『下水道使用料の適正化について』

ア 下水道使用料改定について

下水道使用料は、下水道法第 20 条及び地方公営企業法第 21 条において、能率的な経営の下に適正な原価を基礎とし、健全な運営を確保するよう規定されている。また、令和 7 年度までに使用料の改定を行わなければ、交付金の重点配分の対象から外す旨の国の通知が発出されている一方、人口減少に伴う使用料収入の減少、下水道施設の老朽化が深刻化している中、健全な事業運営のための財源確保として、下水道使用料の適正化を図る。

イ 使用料の改定率について

現状の太田市下水道事業等は赤字経営で、国が認めている範囲以上の一般会計からの繰入金（下水道を使用していない人の分を含めた税金）を投入しているが、独立採算制の原則、受益者負担の原則の観点から、この不公平感は是正すべきであり、経費回収率 100%を目指すべき改定率とするが、急激な改定による下水道使用者の負担を軽減する為、段階的な改定ということで、経費回収率 80%とする。

ウ 料金体系について

用途区分は、一般用、湯屋用の料金設定をする。

既存の従量料金の均一型から、使用水量の増加に伴い従量料金が高くなる逓増型料金を採用する。

また、少量使用者への負担を配慮する料金設定となるように従量料金の水量区画は、5段階とする。

エ 使用料の改定時期について

下水道使用料の改定時期（条例改正）は、令和5年4月1日とする。

ただし、新型コロナウイルス感染症による住民生活の影響やロシアウクライナ問題を含む社会情勢等を考慮し、市民周知等の準備期間とした1年間の経過措置を設け、使用料の徴収について適用時期は、令和6年4月1日以降とする。

（2）協議事項『下水道全体計画区域の見直しについて』

国や群馬県が掲げる「10年概成に向けた効率的な汚水処理施設整備」や「群馬県汚水処理計画」では、今後予想される人口減少を踏まえ、事業が未着手の地域について汚水処理施設整備を見直し、早期の普及率向上を目指す方針が示されていることから太田市もそれに従い、以下の通り、下水道全体計画区域の見直しを行うこととする。

（下水道全体計画区域の見直しについて）

- 1) 下水道全体計画区域面積を 5,772.1ha から 3,879ha へ縮小(別表のとおり)。
- 2) 計画目標年次を上位計画や10年概成計画との整合を図り令和8年度とする。

ただし、下水道全体計画区域の見直し後においても、未整備地域が多く残っているという課題は残るため、今後も人口・効率性・収益性などの視点から投資効果の高い地区を優先し、整備を進めるように要望する。また、今後の社会情勢の変化、財政状況を踏まえた上で、整備計画の見直しが必要な場合は検討されたい。

(3) 協議事項『浄化槽の補助金について』

太田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づく、「下水道事業計画区域等以外の区域（計画区域外区域）」および「下水道事業計画区域のうち当面下水道整備の予定がない区域（整備予定なし区域）」における新規設置補助金の補助額が、現行の合併処理浄化槽の新規設置の交付要件では、計画区域外区域の場合、「5人槽：123,000円、7人槽：159,000円、10人槽：211,000円」、整備予定なし区域の場合、「5人槽：82,000円、7人槽：106,000円、10人槽：141,000円」となっているところを、「5人槽：123,000円、7人槽：159,000円、10人槽：211,000円」に一元化する。

(別表)

下水道全体計画区域の各処理区の見直し後の面積における協議結果について

【各処理区の見直し後の面積】

(単位:ha)

| | 処理区 | 既計画面積 | 見直し后面積 | 変更面積 | 備考 |
|------|---------|---------|---------|----------|----------------------------|
| 単独公共 | 中央第1処理区 | 1,770.0 | 1,656.9 | ▲113.1 | 令和3年度 一部市街化区域 編入予定あり |
| | 中央第2処理区 | | | | |
| 流域関連 | 新田処理区 | 2,773.1 | 1,421.6 | ▲1,351.5 | |
| | 西邑楽処理区 | 1,070.0 | 762.0 | ▲308.0 | |
| | 佐波処理区 | 159.0 | 38.5 | ▲120.5 | |
| 合計 | | 5,772.1 | 3,879.0 | ▲1,893.1 | 約33%減 |

経緯

| 太田市下水道事業審議会 (審議内容及び開催日程) | | |
|-----------------------------|--|--|
| | 日 時 | 審 議 等 の 内 容 |
| 第 1 回 審議会 | 令和 3 年 10 月 25 日(月) 午後 1 時 30 分～ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道事業の役割 (必要性) ・ 太田市下水道事業の概要について ・ 下水道料金の適正化の目的 ・ 料金改定の必要性 |
| 第 2 回 審議会 | 令和 3 年 12 月 21 日(火) 午後 1 時 30 分～ | <p>○下水道使用料の適正化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道使用料の現況、分析、課題 ・ 下水道使用料 (周辺市町との比較) ・ 下水道使用料改定の方針 <p>○下水道全体計画区域の見直しについて</p> |
| 第 3 回 審議会 | 令和 4 年 2 月 14 日(月) 午後 1 時 30 分～ | <p>○下水道使用料の適正化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道使用料適正化 (改定) の是非 ・ 下水道使用料 現行料金+改定 2 案 <p>○浄化槽の補助金について</p> |
| 第 4 回 審議会 | 令和 4 年 4 月 26 日(火) 午後 1 時 30 分～ | <p>○下水道使用料の適正化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道使用料改定案の審議・決定 ・ 今後の料金改定の課題 ・ 料金改定までの流れ |
| 第 5 回 審議会 | 令和 4 年 5 月 30 日(月) 午後 1 時 30 分～ | ○答申案の検討 |